

# 2週間無断欠勤の社員に 労務担当者は、何をすべきか？

## 弁護士がわかりやすく解説する懲戒規程セミナー



**日時** 10月10日(木) 18:00~ 受付開始  
 \*名刺を受付にご提出お願いいたします。  
 18:30~19:30 セミナー  
 19:30~20:30 グループ・コンサルティング

**会場** **wework 御堂筋フロンティア**  
 (〒530-0002 大阪府大阪市北区曽根崎新地 1-13-22 1階)  
 ● JR 東西線「北新地」駅より徒歩 3分  
 ● 大阪メトロ谷町線「東梅田」駅より徒歩 6分  
 ● JR「大阪」駅より徒歩 10分



**定員** **30名** (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。  
 \*途中退席はご遠慮いただいております。

**お申込み方法** セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。\*FAXでお申込みの際は、下記の FAX 申込書をご利用ください。

### セミナー概要

就業規則で職場秩序の維持のために「懲戒規程」を設けている企業がほとんどです。懲戒規程を設ける場合には、必ず懲戒の「種類」「事由」を明記しなければなりません。すなわち、「どのような処分」「どのような行為」に対して適用するかのルールです。今回のセミナーでは、弁護士が懲戒規程の中で一般的な「けん責・訓告・戒告・減給・出勤停止・諭旨解雇・懲戒解雇」の具体的な処分内容と「どのような行為」に適用されるかについて、裁判事例など例にわかりやすく解説いたします。

18:30 ~ 19:30  
セミナー

### 2週間無断欠勤の社員に労務担当者は、何をすべきか？ ～弁護士がわかりやすく解説する懲戒規程セミナー～

**講師** 北見 洋 関西圏雇用労働相談センター相談員  
 弁護士(梅田シティ法律事務所)

参加  
無料

19:30 ~ 20:30

**グループ・コンサルティング** 数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。

**主催** 関西圏雇用労働相談センター **wework** **協力** アデコ株式会社

**FAX**でのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	

\*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(10月10日開催)の参加者把握、本センター及びwework主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働  
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!  
 新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談  
 サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局  
**TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195**  
 〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室  
**E-mail** info@kecc.jp **ホームページ** https://kecc.jp **KECC** **検索**  
**相談・お問合せ対応時間** 月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

ホームページから  
申込みもできます。

